

## 施設使用料の見直しについての区民意見交換会等の実施結果について

### 1. 区民意見交換会

(1) 平成19年9月26日(水) 午後7時～午後9時

(2) 会場 区役所7階会議室

(3) 参加者 区民 38名

(4) 区側出席者

管理会計室担任副区長、区民生活部長、子ども家庭部長、保健福祉部長、都市整備部長、教育委員会事務局次長、生涯学習担当参事、区民自治推進担当課長、経営分析・公会計改革担当課長、経営分析・公会計改革担当係長(司会・進行)

### 2. 各部による関係団体への意見交換会等

所管部	日時	会場	対象団体(参加団体)	参加者数
区民生活部	10月3日(水) 午後6時～8時	勤労福祉会館	利用団体(2団体)	2名
	10月4日(木) 午後7時～8時	江古田地域センター	利用団体(3団体)	5名
	10月6日(土) 午後7時～8時	桃園地域センター	利用団体(2団体)及びボランティア・コーナー	3名
	10月9日(火) 午後7時～午後7時40分	南中野地域センター	ボランティア・コーナー	1名
	10月9日(火) 午前10時～11時	鷺宮地域センター	利用団体(1団体)	1名
	10月10日(水) 午後2時～3時	昭和地域センター	利用団体(3団体)	2名
子ども家庭部	10月2日(火) 午後7時～8時	男女共同参画センター	登録団体(2団体)	2名
保健福祉部	10月10日(水) 午後1時～2時10分	社会福祉会館	福祉団体連合会役員	12名
	10月11日(木) 午後2時30分～2時45分	中野区役所	民生児童委員会長協議会	27名
教育委員会事務局	9月21日(金) 午後6時～7時15分	中野区役所	中野区体育協会	17名
	9月27日(木) 午後6時～7時15分	中野区役所	中野区少年野球連盟、中野区インディアカ協会、新日本スポーツ連盟中野区連盟、中野区少年サッカー連盟、中野区グランド・ゴルフ連合会、中野区なぎなた連盟	13名
	10月1日(月) 午後7時～7時30分	第一中学校 (みなとつぶ21)	みなとつぶ21運営委員会	18名
	10月2日(火) 午後4時～5時15分	江原小学校 (江原キャンパス)	江原キャンパス運営委員会	5名
	10月4日(木) 午後4時45分～5時45分	若宮小学校 (若宮オリーブ館)	若宮オリーブ館運営委員会	5名
	10月5日(金) 午後4時30分～5時30分	桃園小学校 (桃園あおぎり館)	桃園あおぎり館運営委員会	10名

※地域センターでの意見交換会は、子ども家庭部・保健福祉部と合同で実施(5回)

### 3. 主な意見・質問と区の回答・見解

	区民の意見・質問(その他)	区の回答・見解
使用料の算定方法に関するもの	減価償却費は定額法で算出しているのであれば変わらないのになぜ値上げとなる施設があるのか。	今回新たに減価償却費を原価に算入することとし、その計算方法は定額法とした。
	人件費に退職手当についても算入するのはおかしい。施設の利用とは関係ない。	退職金の費用は退職の年にすべて発生するのではなく、毎年の勤務により積み上げられているという発生主義会計の考え方で、退職手当引当金繰入を費用としてとらえていく必要があると考えている。
	使用料を積算する際に、例えば使用率が高い施設は使用料を下げるというように使用率を考慮しているか。	集会室の使用料は、その施設の貸出が100%行われた場合の収入を基にして算出しており利用率による違いはない。
	区民以外の利用料金を設定しその利用を増やし使用料を下げる工夫をすることなどは考えているか。	現在のところ、区民以外の利用の場合に使用料を高く設定するという考え方はとっていない。
使用料の見直しに伴うもの	校庭の芝生化に伴いその植え替え等で校庭が使用できない期間があり、その代わりとして体育館を利用しているが、小・中学校の体育館が使用料を徴収しているのは理解できない。また、空いている土日の試算額が高額であり納得できない。	小・中学校の体育館については、開放する際の人員を委託していることもある。また、光熱水費については、按分により開放時間に係る部分だけを算入している。
	使用料の見直しが全区的立場での会計の見直しの一つであることは理解できるが、生涯学習館の場合、施設の原価が説得力に乏しい。	これまで原価に算入していなかった減価償却費、人件費を含めた全てのコストを把握した。そのうえで、施設の性質別に区と利用者の負担割合を設定した。
	鷺宮体育館のプールの原価は、昨年度と比べ5割程度増えているがなぜか。	原価については、18年度決算の数値を基に算出したが、文化スポーツ施設の場合、指定管理者制度導入後の初めての決算で算出したものである。また、管理委託経費や利用料金の収入、施設の延床面積に対する占有面積についての考え方、1コースの利用方法なども勘案して算出しており、昨年度の数値と異なっている。
ついでに	地域センターの集会室の抽選の際の人員配置や抽選方法には疑問がある。	地域センターの場合、活動内容によって有料・無料があることや地域団体の優先ということから、各運営委員会ごとに抽選方法が異なっているため人的労力をかけて対応している。電算処理による抽選方法なども検討する必要があると考えているが、良い方法がみつからないのが現状である。
その他	使用料の見直しと減額・免除の廃止、新たな助成制度により、区の歳入・歳出の増減についてどのように見込んでいるのか。	・今回の助成制度は、減額・免除の廃止によりこれまで減額・免除されていた区民団体の活動をできるだけ阻害しないよう支援するためのものであり、これまでの減額・免除と新たな助成の金額についての算定はしていない。 ・これまでと同様の利用があった場合、使用料の改定により、4,000万円程度の歳入増になると試算している。
	今回の改定後何年間は見直さないことや、体育馆など試算額がかなり高額となっている施設で1.5倍の改定が何度も行なわれ最終的に5倍になってしまいうようなことがないようにすることを約束して欲しい。	基本方針にも掲げているが、使用料の見直しは3年に1回と考えている。また、使用料の見直しにあたっては、施設の維持管理費を抑えていくことが前提と考えている。

使用料の見直しについて	スポーツ施設などの利用者負担割合はなぜ7割なのか。	個人による選択性の高く利用者の便益に資する施設のコストは、利用者が全額負担することを基本と考えているが、スポーツ施設については、スポーツ振興の観点なども勘案し3割を公費で負担することにした。
	どんなに使用料が高くても区民は区の施設しか使用できない。他区の施設は使用できても減額免除は受けられない。このことを考えていただき私たちの意見を反映してほしい。	本日いただいた意見については、きちんと記録を取りホームページ等にも掲載したい。また、パブリック・コメント案の作成にあたって修正すべき部分があれば修正していきたい。
	職員人件費や減価償却費をコストに算入することはやむを得ないと思う。(意見)	
	施設によっては今後耐震工事の費用も必要となるので、理屈が通れば使用料が上がってもやむを得ない。(意見)	
	団体利用の場合、区の示している案で使用料を改定しても一人当たりの負担はそれほど増えないとと思う。ただし、団体の中には様々な考えの人がある。(意見)	
	引上げ率の上限を1.5倍より下げる検討してほしい。	今回の使用料見直しは、受益者負担の適正化を図ることを目的に行うものである。ただし、急激な負担増を緩和するため、引上げ率の上限を1.5倍とした。
減額・免除について	個人に対する減額免除は残すことだが、具体的にはどのような方が対象なのか。	プールや自転車駐車場などの場合には、障害者や生活保護受給者などに対する減額免除の制度がある。一方、団体に対しては、今後活動内容に応じて助成を行なうことを考えており、個人に対する減額免除制度は残すこととした。
	鷺宮体育館プールなど近隣区と比べ施設使用料が高い施設は、減額免除の廃止により近隣区よりも高い使用料となってしまう。	文化・スポーツ活動は、公益活動か趣味活動かの判断が難しい。どのようなケースを公益活動と見るかこれから詰めていきたい。
新たな助成について	仲町小学校は来年3月閉校となり、一般の区の施設となるが、町会が自治活動と認められた場合、町会の運営会議とか総会、盆踊りや秋祭り、福祉餅つき大会、防災訓練、防犯会議のPR活動などは、助成の対象となるのか。また、シルバー会の総会や催し物、地域の子どもの育成の会議・活動・バザーなどはどうか。	仲町小学校は廃止後、21年度に新たな施設を開設する予定となっている。開設準備期間の取り扱いについては、空き地の利用と同じように、使用していただかず否かを含めて現在検討中である。
	地域生涯学習館の主催事業はこれまで使用料は免除の扱いであったが、今後は、助成金の交付対象となるのか。	これまであまり検討が進んでいなかった部分についてのご意見であるで、パブリック・コメントを実施するまでに検討したい。
	新たな助成は、使用料と助成額の差額を支払うという方法となるのか。	新たな助成の仕組みは、助成金を区長が代理でお預かりし、使用料に充当するという会計処理上の手続きとなっている。利用団体の手続きが繁雑とならない簡便な方法として考えたものである。
	新たな助成金の金額はどの程度となるのか。また、これまで減額免除となっていた団体(活動)はすべて助成金を受けられるのかどうか。	助成金額について、現時点の想定ではこれまで受けられていた減額免除と同等額をと考えている。ただし、申請された活動内容と異なる活動を行なった場合には助成の対象とはならないと考えている。

	<p>資料をみると文化・スポーツ関連の活動は新たな助成の対象外と思われるがどうか。現在のスポーツ活動は、選手の養成ではなく健康維持などを目的とするものが多い。そういうたて住民の取組みを奪うことになると思うがどうか。</p>	<p>文化・スポーツ活動については例示した4つの活動以外のものであるが、その活動が公益的な活動で、広く区民の参加を募っているというものであれば、助成の対象とする方向で検討している。</p>
新たにたいて な助成について	<p>小学校の体育館で開放委員会をしており、剣道とフットサルの2つのクラブがある。毎年、1月～3月の間に子ども達を募集、3月に4～6月のスケジュールを組んでいるので7月からの値上げは時間的に困る。また、2つのクラブはこれまで無料であり、小学生を対象としているので新たな助成の対象となると思われるがどうか。また、使用料と助成金の金額についてはどうなるのか。</p>	<p>これまで減額・免除を受けていた活動が新たな助成の対象となるかどうかについては、基本的に公益活動に対して助成を行なっていくという立場に立って、助成すべきかどうか検討したい。</p>
	<p>新たな助成の申請は施設ごとに行うのか。</p>	<p>具体的な手続き方法については現在検討中である。</p>
	<p>新たな助成の対象は、公共性・公益性のある活動となっているが、体育協会に加盟していることは特別な要件となるか。</p>	<p>社会教育団体が公益活動を行う場合は助成の対象となる。</p>
	<p>書道やレクリエーション活動などは助成の対象となるのか。また、どのようなものが公益活動とみなされるのか。</p>	<p>広く区民に呼びかけて活動していることなどが要件と考えられる。具体的な助成の基準は今後検討していく。</p>
	<p>助成金の交付申請や実績報告書の様式については、手続きが煩雑になり申請を諦めてしまうがないようなものにしてほしい。</p>	<p>利用者の負担とならないようできるだけ簡便なものを検討していきたい。</p>